

宮崎大学職員の懲戒処分の公表について

令和元年8月9日

本学職員に対し、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に基づき、懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

1. 被処分職員の所属・職名等
地域資源創成学部・准教授（男性）

2. 処分年月日
令和元年8月9日

3. 処分内容
停職3月

4. 処分に係る事案の概要

平成30年12月に当該職員より旅費請求があった3件について架空請求が発覚し、予備調査を経て、公的研究費不正防止計画推進室会議において調査委員会を設置した。

調査委員会において調査を実施した結果、当該職員が関わった全ての研究費のうち、平成27年度から平成30年度までの間において、カラ出張及び水増し請求等の不正行為があったと認定した。

このことにより、令和元年8月8日開催の臨時教育研究評議会及び臨時役員会において審査の上、処分を決定し、令和元年8月9日付けで当該職員に対して処分を行った。